

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

7 3	西区旧学校利用施設利 活用候補者選定委員会	西区内の旧学校利用施設の一部を利活用する 候補者の選定等について、必要な事項を審議 する。
-----	--------------------------	---

第 2 条 熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 3 5 の項を削り、3 6 の項を 3 5 の項とし、3 7 の項から 4 2 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 3 の項を削り、4 4 の項を 4 2 の項とし、4 5 の項から 5 9 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、6 0 の項及び 6 1 の項を削り、6 2 の項を 5 8 の項とし、6 3 の項から 6 5 の項までを 4 項ずつ繰り上げ、6 6 の項及び 6 7 の項を削り、6 8 の項を 6 2 の項とし、6 9 の項を 6 3 の項とし、7 0 の項を 6 4 の項とし、7 1 の項を削り、7 2 の項を 6 5 の項とし、7 3 の項を 7 5 の項とし、同項の前に次のように加える。

6 6	熊本市第7次総合計画 中間見直し委員会	熊本市第7次総合計画の中間見直しに必要な 事項を審議する。
6 7	熊本市公文書の管理に 関する検討委員会	公文書の管理の適正化を推進するため、本市 の公文書の管理の在り方に関し、必要な事項 を審議する。
6 8	熊本市緑の基本計画改 定委員会	熊本市緑の基本計画を改定するため、必要な 事項を審議する。
6 9	熊本城文化財修復検討 委員会	熊本城災害復旧事業の円滑な推進を図るた め、文化財の修復に関し必要な技術的事項に ついて審議する。
7 0	県営元三・木部地区農 地整備事業換地委員会	県営元三・木部地区農地整備事業に係る換地 業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必 要な事項を協議する。
7 1	熊本市駐車場適正配置 検討委員会	本市の自動車駐車場の配置の適正化を推進す るため、必要な事項を審議する。
7 2	熊本市街路樹再生計画 策定委員会	熊本市街路樹再生計画を策定するため、必要 な事項を審議する。
7 3	全国都市緑化くまもと フェア基本計画検討委 員会	全国都市緑化くまもとフェアの基本計画を策 定するため、必要な事項を審議する。
7 4	熊本市公募対象公園施 設設置等予定者選定委 員会	都市公園法（昭和31年法律第79号）第5 条の2第2項第9号に規定する設置等予定者 の選定について、必要な事項を審議する。

別表3の表に次のように加える。

2	熊本市交通事業運営審 議会	交通事業の運営について必要な事項を審議す る。
---	------------------	----------------------------

別表5の表に次のように加える。

	熊本市特別支援学校等 教科用図書選定委員会	特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学 校及び中学校の特別支援学級において使用す
--	--------------------------	--

9		る教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
10	市立高等学校等改革検討委員会	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。
11	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。